

がん検診を 受けましょう

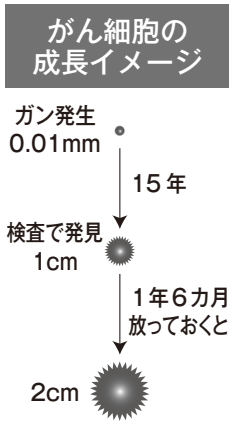
定期検診でがんを早期発見

がんを早期に発見するには、毎年がん検診を受けることが大切です。

問い合わせ 健康推進課（東8南13、保健福祉センター内、☎25・9721）

早期発見・治療で命を守る

一般的な検査で見つかるがんの大きさは約1センチで、がん細胞が生まれてから15年ほどかかると言われています。しかし、1センチのがんが2センチになる期間はわずか1年6カ月です。このため、早期発見するには、定期的な検診が必要です。



受けられるがん検診は？

帯広市では、胃がん検診をはじめ6種類のがん検診を実施しています。年齢などの条件を満たしている人が受診できます。（表）

がん検診の受け方は？

コミセンや福祉センターなどで受ける「集団検診」と、医療機関

表 がん検診の種類と対象者・検診料

検診名	検診内容	対象者 (年齢は平成29年3月末現在)	検診料	
			集団検診	施設検診
胃がん検診	胃部X線検査 (バリウム検査)	35歳以上	1100円	
肺がん検診	胸部X線検査 (必要時さらに痰の検査)	40歳以上	400円 (痰の検査) 610円	
大腸がん検診	便潜血検査	40歳以上	550円	1000円
子宮がん検診	子宮頸部検査 (必要時さらに体部検査)	20歳以上 (偶数年齢) の女性	1320円 (体部検査) 500円	1400円 (体部検査) 900円
乳がん検診	マンモグラフィ検査 (X線)	40歳以上 (偶数年齢) の女性	40歳以上 2100円	2100円
			50歳以上 1750円	1600円
前立腺がん検診	血液検査	50歳以上	600円	1000円

施設検診

実施している曜日や時間は、各医療機関に確認してください。

実施期間 平成29年3月末まで
実施医療機関 コミセンなどの公
共施設に配置の平成28年度版「健
康づくりガイド大人編」や市ホー
ムページで確認してください。

◆集団検診

日程は市ホームページの「平成28年度がん検診・生活習慣病検診のご案内」で確認してください。

子宮がん、乳がん検診は託児を行う日があります。詳細は問い合わせください。

実施期間 平成29年3月18日(土)まで
申込期限 検査日の10日前まで

◆検診料が無料になる人

- ①帯広市国民健康保険加入者、②後期高齢者医療制度加入者、③医療保険各法の高齢受給者証所持者、④生活保護受給者、⑤平成28年度の市民税が家族全員非課税の人



改めて弔慰の意を表します

第十回特別弔慰金のご案内

国は、戦没者などの尊い犠牲に思いを致し、改めて弔慰の意を表すため、特別弔慰金を支給しています。

問い合わせ 社会課（市庁舎2階、☎65・4146）

特別弔慰金は、戦後70周年を迎え、今日の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いを致し、改めて弔慰の意を表するため、国が遺族に対して支給しています。

請求期間を過ぎると、特別弔慰金を受けることができなくなるので注意してください。

請求手続き

平成27年4月1日（基準日）に、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下援護法）による遺族年金」などを受けられる戦没者などの妻や父母などがない場合に、次の順番による先順位の遺族1人に支給します。

- 1 平成27年4月1日までに「援護法」による弔慰金の受給権を取得した人
- 2 戦没者の子
- 3 戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- ※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入り替わります。
- 4 1から3以外の戦没者などの三親等内の親族（おい、めいなど）

特別弔慰金に関する質問

問 戦没者などの死亡後に生まれた孫は、支給対象になりますか？

答 戦没者などの死亡当時の遺族（三親等内）を対象としているので、戦没者などの死亡後に生まれた人は対象になりません。

問 国債の償還金は、いつ、どこで受け取ることができるのですか？

答 特別弔慰金の支給は、無利子の記名国債により行われ、平成28年から毎年1回、償還日（4月15日）以降に均等に支払い（年5万円）を受けることができます。償還金の支払いを受ける場所は、請求手続きの際に、希望の郵便局を指定してください。

平成27年4月1日（基準日）現在の請求者の戸籍抄本
請求者が過去に特別弔慰金の請求をしたことがあるか、遺族の現

在の状況などで必要な書類が異なります。詳細は窓口で確認してください。

請求期間 平成30年4月2日まで
請求手続きに必要なもの
・ 請求書類（窓口で交付します）
・ 印鑑
・ 平成27年4月1日（基準日）現在の請求者の戸籍抄本
請求者が過去に特別弔慰金の請求をしたことがあるか、遺族の現

在の状況などで必要な書類が異なります。詳細は窓口で確認してください。

支給内容 25万円分の記名国債
(年5万円で、5枚つづり)
請求期間 平成30年4月2日まで
請求手続きに必要なもの
・ 請求書類（窓口で交付します）
・ 印鑑
・ 平成27年4月1日（基準日）現在の請求者の戸籍抄本
請求者が過去に特別弔慰金の請求をしたことがあるか、遺族の現

在の状況などで必要な書類が異なります。詳細は窓口で確認してください。

市からお知らせが届き次第、社会課窓口で記名国債を受け取る

請求書類に記載して、戸籍など必要な書類と一緒に社会課窓口へ提出する

社会課窓口で請求書類を受け取る

社会課窓口で記名国債をお渡しします。

手続きの流れ

おおよそ1年程度